

北海道根室市

企業立地促進条例による
助成のご案内

根室市

根室市内における企業立地促進のため、
市内に事業所等を新設又は増設する際にご活用いただける制度です。
ご活用の際は、工事や施設投資等のご相談ください。

1. 各種助成金



投資額を基準とする助成

(工場・情報サービス業関連施設・
試験研究施設・宿泊施設・物流施設)

対象要件

- ・投資額が2,500万円以上
- ・雇用増が3人以上

補助額

投資額の

3~5%以内

限度額

1億円



雇用増を基準とする助成

対象要件

投資額を基準とする助成
又はコールセンター設置
に係る助成を受けた施設

補助額

1人当たり

30~50万円

限度額

年間

1,000万円

(3年間 3,000万円)

コールセンター設置に
かかる助成

対象要件

雇用増が15人以上
※投資額の要件なし

補助額

施設賃借料・通信回線料

各 1/2 以内

(施設賃借料・通信回線料
上限各500万円)

限度額

年間

1,000万円

(3年間 3,000万円)

※施設の投資を行う事業者と経営を行う事業者が別である場合、経営を行う事業者において対象要件を満たす必要がある。

2. 課税の免除



投資額を基準とする助成を受けた施設または飲食施設

免除期間

5年間

固定資産税等の課税免除

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく、承認地域経済牽引事業のための施設

※土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋または構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。

市HP



お問い合わせ

根室市水産経済部企業誘致推進室 ☎087-8711 北海道根室市常盤町2丁目27番地

☎0153-23-6111 (内線2221・2222) ☎0153-24-8692 ✉SUK_KIGYOUYUUCHI@CITY.NEMURO.HOKKAIDO.JP